

2014年11月28日

大阪高等裁判所 御中

原告 吉井康雄



陳述書（5）被告井形、被告池島の発言に正義はあるか

被告井形、被告池島が原告の特任任用を意図的に退けるために、特任任用規程を不当に曲解させ、唯一特任申請者を審議する場である特任推薦委員会の機能を軽んじ、特任を希望する原告の機会を剥奪したことを、音声データとその反訳書をベースに明らかにする。

採用した情報源リスト

- (1) 2012年9月28日 教授会：
被告井形、原告に適用する特任教員任用手続きを説明 1～3
- (2) 2012年10月15日 原告の研究室：
被告井形が原告に自主的に特任申請辞退を求める 3～5
- (3) 2012年10月19日 教授会：
被告池島の発言“経営学科のカリキュラムには変更がない” 5～7
- (4) 2012年10月19日 草薙信照副学長の話し 7～9
- (5) 2012年10月19日 山田文明学長補佐の話し 9～11
- (6) 2012年11月16日 教授会（甲14）：
被告井形、特任教員不受理を報告 11～13
- (7) 2012年1月18日 教授会：
原告担当科目について被告池島カリキュラム委員長に質問 13～14
- (8) 2014年8月8日 尋問による被告池島本人調書 14～17
- (9) 2014年8月8日 尋問による被告井形本人調書 17～19

リストにそって時系列に被告および関係部署の発言を整理し、若干の解釈を添える。

- (1) 2012年9月28日 教授会： 被告井形、原告に適用する特任教員任用手続きを説明
この被告井形の説明と「陳述書（1）5月から10月のカリキュラム委員会の動き」とを照合すると、被告井形および被告池島が組織的な不法行為を遂行していることが判明する。
特任任用規程の任用手続き「③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する」の部分进行操作して、“学部長 ∩（教務委員長 ∩ 対象者）”と三者協議とされているが、“カリキュラム委員会の承認を前提とする学部長と対象者の2者協議、学部長と教務委員長の2者協議”とし、規程にはない“カリキュラム委員会”を織り込み、“カリキュラム委員会の機能は教授会への代替案を提出すること”にあるが、“承認”という“特任人事を決める”不法な手続きを仕掛けている。また、三者協議であるから、実務的に三者同時に協議できないのであれば、“教務委員長と対象者の2者協議”、“3

者の協議の調整”という手続きが求められるが、その説明が欠けている。

※同僚の渡辺大介教授が申請を辞退した報告。(4) 草薙信照副学長の発言「大介さんみたいに、もう、すんなりともう辞めますと言って辞めていったんや」(検索番号105) 参照 ↓

特任教員予定候補者、本学部にはお2人いらっしゃるようでございます。お一人の先生は直ぐご辞退されるというむねを私いただいておりますので、もうお一人の方につきましてですね、任用を希望されるのであればということですが、関係書類を送るように申し出てください。これが終わってからも結構です。1つは、あの、任用審査資料というのは、これはご本人の先生が記載されて、私もしくは、私よりは事務局のほうが早いですが、ご提出いただければ結構なんです、

※ここで、学部長と原告の2者協議にカリキュラム検討委員会の承認が前提と条件をつけている。 ↓

一方、講義計画書、これにつきましてですね、規程によりまして学部長と協議というふうになっておるんですが、現実には先ほどからやっているとおりですね、カリキュラムというのは私一人が皆さんの科目を決める、もちろん、引き受けることは不可能でございますので、学部カリキュラム検討委員会の承認が必要になってきます。これは私だけではなくて、どなたも皆さん必要な***。で、その時にふかん書類を教務委員長、江島先生にご提出願いたいと思っています。

※ここで、カリキュラム検討委員会に原告の「3カ年の講義計画」検討の指示をしている。 ↓

で、当然ですね、先々言いますが、これ、江島先生に申し上げたんですが、カリキュラム委員会は当然そこに提出された書類にもとづいてすみやかにご審議いただければ結構でございます。

※ここで、カリキュラム検討委員会が承認すれば、被告井形と教務委員長の2者協議をし、原告の「3カ年の講義計画」を特任推薦委員会に“はかる”としている。

この“はかる”は“あげる”よりはむしろ“取り下げる”方を意図している。次の「(2) 被告井形が原告に自主的に特任申請辞退を求める」では、被告井形は原告との2者協議で特任申請を辞退しないなら、教務委員長と協議のうえ“取り下げる”という手もあると発言している。 ↓

で、ご提出された先生は、当委員会が了解すれば、同案の審議時のみ、あ、これはちょっとあれなんです、了解すれば、ま、なんでもせんじつ、あの一、あの一、ご説明していただいて結構ですが、で、そこで承認された書類につきましてですね、最終的には江島先生、これ教務委員長としての江島先生と私が特任教員推薦委員会に、そのてい、あの、書類をあの、はかるということで、

※ここで、特任推薦委員会の推薦を受けたら、教授会で任用可否投票を行うとしている。 ↓

特任任用規程を無視した説明をしている。1つは、教授会が可否投票することを規程していないこと、今1つは、慣例として特任任用では投票をしていないこと、最後に最も重要なことは、特任推薦の可否を決めるのは特任推薦委員会のみであり、教授会が否の場合は特任推薦委員会に戻され、そこで実質調査を行い、実質審議を経て教授会に再度、推薦するか否かの可否を決める規程になっているということ。それら無視した説明をしていることに注意。

そこで、了承、審議了承されます。で、それで最終的にはですね、ま、早ければですが、10月19日の教授会にて、任用可否が行います。ちょっとすみません。たどたどしく申しましたが、一応、規程にもとづいて、ま、任用手順に、今、報告いたしました。よろしいでしょうか。

※ここで、原告は、二宮教授の特任をカリキュラム委員長として進めた被告井形に同じ手続きをしたかを確認し、被告井形は「大体この手順でいたしました」と返答している。 ↓

原告： 従来、特任教授になられた方もやっぱり同じような手順でやられていたんですか？
それは議事録に残ってる、二宮さんの特任教授認定の手続き等の記録が残ってるわけ、
じゃ、私、また見させてもらうわはい、了解、了解

被告井形： あのー、手順というか、ま、もうちょっと日程では差はあるんですが、手順としては、
大体この手順でいたしました。月日はちょっと前後しますが、ここで、その任用の可否をして決定してんのは間違いないですね。

※ここで、被告井形、被告池島の背後にいる北村實が、「陳述書（1）5月から10月のカリキュラム委員会の動き」にある、「北村カリキュラム委員が「特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能」と話し、北村流「ごまかし」が始まるであろう」の部分のからくりを説明している。 ↓

規程自体は起案は私が昔したものなので、正確に言っておきます。

当然、再雇用になりますから、ご本人が授業計画、「おれ、これをやりたいんだ」ということではなくて、提出者は学部長がこういうふうになっていると思います。

学部長が推薦委員会に出すと、この際、もちろん、ご本人もご意見もあるので、今、さっき、ちょっとずれているなど思ったのは、ご本人が出すのではなくて、学部長が推薦委員会に出すんです。

その際に、今期、学部長はカリキュラム委員会の意見を聞きたいとおっしゃってる、ということ、

(2) 2012年10月15日 原告の研究室： 被告井形が原告に自主的に特任申請辞退を求める

前述の“カリキュラム委員会の承認を前提とする学部長と対象者の2者協議”の場面である。ここでは、12月12日のカリキュラム委員会で打ち合わせた“カリキュラム委員全員の総意とする6つの特任拒否理由”をもとに、被告井形は原告に自主的に特任申請を取り下げよと要求している。原告は「陳述書（1）5月から10月のカリキュラム委員会の動き」に示す情報提供を参考に、被告井形に“特任推薦委員会が特任人事の組織であるから、そこにあげるように”手続きを踏むことを要求している。

※原告の発言「二宮先生と同様のこと」部分が陳述書（1）の内容と符号する部分 ↓

吉井：「二宮さんと同じようにやっといってくれたらええねんで、二宮さんの特任教員と同じように進めてくれとったらそれでいいので、うん、ほんならそれで結構や」

井形：「どういうことですか。はい、だから、二宮先生と同様のこと、ところがね先生、今回まあ出していただいた書類でね、カリキュラム委員会として全員の総意なんですけどね、ちょっと6つの項目で今回の授業計画認めがたいという意見があったんです」（2頁）

※原告の発言「北村先生の独断で言うてる」部分が陳述書（1）の内容と符号する部分 ↓

井形：「（略）長年勤務にもかかわらず、学部の教学システムをご理解されていないのではないかという意見、意見まで出たんです。これは、ま、僕じゃなくてカリキュラム委員会で。いや、あのもちろん北村先生も入ってますが、ちょっとわかんないです、僕も」

吉井：「北村さんやろ。北村先生の独断で言うてるっちゅうなことちらっと情報が流れてきてるんやけど。誰からか私はわからんけど、他の先生方はずーっと黙ってるっちゅうふうに聞いてんだけど」
井形：「そうしたら、先生、委員長は池島ですからね」（11頁）

※カリキュラム委員会の6つの理由を原告に告げ、辞退を促がす部分（陳述書（1）参照） ↓

井形：「先生、経営情報学部がなくなって、経営情報論というのは、これ、関係ないもんですか」
吉井：「ちょっと待ってくれよ。あなたのその情報の話では、経営情報学部と僕が教えている経営情報論とをリンクさせて話しておられるけれども、それをね、経営学部としてね、経営情報論とか、情報ネットワーク論とか、それをどう持っていくのかという話については、僕はそういう話については聞いてないよ」
井形：「いや、だから、先生には今までもってきていただいたわけですよね」
（（注）途中で首を切れないから原告の定年まで待っていたという意味）
吉井：「そうやろ。それでええやんか」
井形：「いや、いいですけど、今後ってというのは、また話変わるでしょ？」
吉井：「だから、今後かえてくかどうかっちゅうのはね、いわゆる経営学部としてね、議論してやっていかなあかん。今の話では経営情報論とかそういう学科目の必要性はカリキュラム委員会ではもってないということなんですね。結論、それをやっていったならば、僕の持つべき担当科目はないんじゃないかというふうにおっしゃっていきこうしてるんですね？それはおかしい判断やな」
井形：「そうです。カリキュラム委員会は、大きな大学全体の流れ、社会的な流れからしても、いわゆる以前のような情報教育、経営情報の、そうなんです、そうなんです。ほんでね、あの、僕ね、先生ね、ちょっと、そうになってしまうんです」（26～27頁）

※原告は、特任推薦委員会が判断することで被告井形がすることではないと話している部分 ↓

井形：「先生、ちょっと最後のどこ読ませてもらいますよ。吉井先生のご希望の授業計画案のほとんどは当該学部には不要、もしくは必要度が低いという意見が総意であったと。その点から学部教学開講ルールに背を向けており、学部教学システムの非常にそれは、ある意味停滞につながってしまうと。で、まあ正直なところですよ、カリキュラム委員会としては先生の科目ですね、先生はもちろん、それについては、認めがたいというのが結論なんですねー」
吉井：「それはきついなあ。これさ、1つ希望なんやけども、その一、いわゆるなんとか委員会かなんか知らんけど、上部のほう、上部っちゅうのは学部のこえたところ（（注）特任推薦委員会のこと）でね、そういうところでは、どういう判断をするんだろうか、とかね」（33頁）

※被告井形のいう、不正な特任任用手続きを遂行している部分、さらに、特任人事での選挙の慣例もないにもかかわらず、虚偽発言で辞退を強要する、将に不法行為実践場面 ↓

井形：「ちょっと私申しますとね、こういうことなんです。まず、僕と先生で科目を決めるんですね。ここで決める言うたときに、カリキュラム委員会というのは通例、先生に限らずどなたが来るとき、それから、特任という形に再雇用するときには一応先生の科目はこれだということで、例えば、主要科目これとこれをもってもらって4コマだつて決めますね、決めるでしょ。カリキュラ

ム委員会で、この段階で今ひっかかっているわけですよ。そしたらね、江島先生、教務委員長と話しますね、江島先生も一応これで、つまり、カリキュラム委員会は反対なんだけどこれで吉井先生、望まれていますよという形で、僕と江島さんは推薦委員会を開きます（(注) 特任推薦委員会に3ヵ年の講義計画を出すという意味）。そこで問題なく通ればですよ、次、教授会でこれを審議、審議するわけですね。ここでは、当然3分の2ですか、たぶん3分の2だと思うんですけども、教授会で、新しい先生をお招きするという形ですから、3分の2なんですね、採用可否と同じことをやるわけです」

吉井：「重要なのは、二宮さんのときと、同じように進めてくれたらいいわけなんだわ」

井形：「いやいや、今、同じですよ。」

吉井：「二宮さんの時は、お隣の先生方もね、もう何にもなかったいうてね、お隣っていうのは池野先生、山田文明さんとかもそうだよ。議論とかそんななくって、北村さんが特任教員として、なんとかで、はいはいシャンシャンで終わったよーいうて、何も教授会で議論してないわっちゅうて。で、俺、教授会の議事録を見に行ったけれども、わずか2行や。

吉井：「俺の出してる状況とね、なんとかと比較しようと思っても情報何にもない。だから、俺から見たならば、同じようにさえやっついてくれたら、それと僕は著書も出しているわけやしね、なにも排、なんとかをするそういうふうな理由はないと思うよ」

井形：「先生、著書というのは、先生、このVEハンドブックですか？ いやいや、これ先生一人で書かれたんですか？」（33～35頁）

※被告井形の本根、兎に角、自主的に特任申請を辞退せよ、最後までこのような場面のため、以下省く。↓

吉井：「その前にな、俺が否になるような要因ってそんなにあるんかいなって俺は思うんやけどな」

井形：「1つ、先生ね、聞いて下さい。いいですか、今ね大事なのは、先生の特任をこのままもっていくのが難しくてですよ、今、できたら先生にお願いしたいのは、できたらご辞退願いたいということです。

井形：「しかし、先生、そうなると、今私が懸念しているようなことが起こりうる（(注) 選挙で落とすという意味）、それ非常に僕ね、心苦しいですねー」

吉井：「それはもう出てきてもいいんじゃないか。もう、かまへんよ。僕はいつも、自分なりに公明正大に生きてきたつもりやねん。だから、それを否定されるのは、僕の立場ではないわけやから」

井形：「そうじゃなくて先生、今回大介先生もご辞退されていますよね。」（40～41頁）

◇ 原告の主張

原告に辞退をせまるだけの「協議」であり、何が問題か、それは事実か、その問題を解決する方法はないかの話もないことから原告は“これは協議ではない”と主張する。

さらに、カリキュラム委員会の挙げる6つの理由の殆んどが“捏造”であり、被告井形と被告池島が連携して2年前から用意周到に仕掛けた「1部科目の2部重複開講」に示されるように、教務担当者に「カリキュラム制度を逸脱する」行為を強いている（「陳述書（2）原告の担当科目の位置づけ」を参照）行為は将に不法行為そのものである。

(3) 2012年10月19日 教授会：

被告池島の発言 “経営学科のカリキュラムには変更がない”

10月12日カリキュラム委員会では“原告の科目全てが不要、不必要で来年度は不開講と特任辞退を要請する井形学部長の”カリキュラム委員会の総意”と矛盾する発言に説明を求めるが「ご本人の科目については、ここでは別にその取り上げることではないので、特任問題は特任問題で後でやっていただいて」と、カリキュラム委員長の説明責任を果たさない。

経営学科で「原告担当の情報科目が不要」と認識する教員がいれば、“教員失格”であり、“何か裏がある”と感じる問題である。被告池島が説明できないのもそこにあると原告は断言する。

池島：「いずれにしても経営学科は変わらずに基本的な改定は今までどおりこう変わらずにですね、必須は全く変わっておりませんので、」（検索番号21）

吉井：私の教えているのは経営情報論、情報ネットワーク論Ⅰ、Ⅱ、環境経営論いろいろあるんですけどね、カリキュラム委員会で次年度はそういう学科目は不要であるという、<略>情報を判断する時には情報を持って判断することが望ましいと思いますので一応情報（注）カリキュラム委員会の6つの特任拒否理由のこと）を配布させていただこうと思います」（25）

池島：「いずれにしても、こと経営学部については、今までどおりと、<略>今までどおりのその配当表です、それを見ていただければと思います」（26）

池野：「いいですか、今、基本的な変更がないという話が一方であって、今なんか、吉井さんから自分の科目がなんかなくなるという話があつてという、ちょっと、僕、ようよくわかんないですけども、そこをちょっと説明して」（34）

池島：「ご本人の科目については、ま、ここでは別にその取り上げることではないので、あの一、特任問題は特任問題で後でやっていただいて」（35）

池野：「いやいや、科目がなくなるという話だったんで」（36）

池島：「科目はまだ検討している最中ですんで。こういう形で行きたいと、カリキュラム委員会の総意でなっていますのでご承認いただけたらと思っています。」（37～42）

山田：「カリキュラムの場合ね、4年間で全体としてどう体系的に教えていくかというところが大事ですから、個々の科目をこうするというような部分的なところからそれぞれ了解とっていかれるとね、全体像がどうなるのかはわからなくなるんです。皆にわかってもらう準備はされたらいいと思うんですよ。皆にわかる形で前もって配布されてね、もう一回、時間をおくぐらいはどうっていうことはないでしょうから」（14～47）

原告：「カリキュラム案を作るという、その作る過程が実は非常に大事なんです。出てきた表が大事なのではなくって作り上げるということが大事で、そこでね、経営学部の、ご担当のそれぞれの、え、学科目の先生がたが総意を結集するというそういうディスカッションをやったものが今日なんです。ですから、表ではなくってそれに至るプロセスを明確にして皆さん方が合意できる、そういうそのプランニングをやってほしい、ということです」（80）「いずれにしても経営学科は変わらずに基本的な改定は今までどおりこう変わらずにですね、必須は全く変わっておりませんので、」（検索番号21）

吉井：私の教えているのは経営情報論、それから情報ネットワーク論Ⅰ、Ⅱ、環境経営論いろいろあるんですけどね、カリキュラム委員会で次年度はそういう学科目は不要である、という、〈略〉情報を判断する時には情報を持って判断することが望ましいと思いますので一応情報を配布させていただこうと思います」（25）

池島：「いずれにしても、こと経営学部については、今までどおりと、〈略〉今までどおりのその配当表です、それを見ていただければと思います」（26）

池野：「いいですか、今、基本的な変更がないという話が一方であって、今なんか、吉井さんから自分の科目がなくなるといいう話があつてという、ちょっと、僕、ようよくわかんないですけども、そこをちょっと説明して」（34）

池島：「ご本人の科目については、ま、ここでは別にその取り上げることではないので、あの一、特任問題は特任問題で後でやっていただいて」（35）

池野：「いやいや、科目がなくなるといいう話だったんで」（36）

池島：「科目はまだ検討している最中なんです、こういう形で行きたいと、カリキュラム委員会の総意でなっていますのでご承認いただけたらと思っています。」（37～42）

山田：「カリキュラムの場合ね、4年間で全体としてどう体系的に教えていくかというところが大事ですから、個々の科目をこうするというような部分的なところからそれぞれ了解とっていかれるとね、全体像がどうなるのかはわからなくなるんです。皆にわかってもらう準備はされたらいいと思うんですよ。皆にわかる形で前もって配布されてね、もう一回、時間をおくぐらいはどうっていいことはないでしょうから」（14～47）

原告：「カリキュラム案を作るという、その作る過程が実は非常に大事なんです。出てきた表が大事なのではなくって作り上げるということが大事で、そこでね、経営学部の、ご担当のそれぞれの、え、学科目の先生がたが総意を結集するというそういうディスカッションをやったものが今日なんです。ですから、表ではなくってそれに至るプロセスを明確にして皆さん方が合意できる、そういうそのプランニングをやってほしい、ということです」（80）

◇ 原告の主張

被告池島が、カリキュラム委員長として10月12日にまとめた「原告の担当科目はすべて不要云々」を10月19日の教授会では「経営学科のカリキュラムは基本的に変更はありません」と否定している。

しかも、カリキュラムの議論の場であるにも係わらず、「原告の科目はここでは取り上げることはない」とする発言は“不正なことをしている”証拠と原告は主張する。

(4) 2012年10月19日 草薙信照副学長の話し

被告井形が徳永推薦委員長から「不受理」とするお墨付きをもらったというが、それは被告井形が推薦委員長の真意を曲解していることがわかる貴重な発言である。

「間違いなくパワハラ」と断言している言葉、「カリキュラム、奪うという裏技」これら1つ1つとっても、被告池島の仕掛けた「カリキュラム委員会の総意」、それを遂行する被告

井形には“正義”はない。労使慣行以前の問題であり、原告の教育への情熱と貴重な時間を奪ったことを強く主張し、厳正な判決を期待する。

◇ 草薙副学長面会の経緯

10月15日、原告に辞退をせまった被告井形は、翌16日、徳永学長に面会を求め、推薦委員長の言葉「書類の不備がある場合は推薦委員会は受け付けたことがない」という言葉を聞き、それを「不受理」として、16日夜、原告に「推薦委員会は不受理になりました」とのメールを送っている。

原告はこの時点では被告井形が徳永推薦委員長(草薙副学長同席)に会った事を知らず、草薙副学長に今後の対策を相談した時の話である。

※被告池島カリキュラム委員長が原告の「3カ年の講義計画」の担当科目を全て不要・不開講とした話 ↓

ま、要はあれですわ、特任申請にあたってはね授業計画を出さんなあかんからね、その計画そのものをなくしちゃう訳やからね。先の話やのにな、まだ議論もはじまってへんのにな。例えば、本当は、大介さんが一緒に申請する言うてくれたら、片っぽどうすんのかな、ま、できへんやろ、ちゅうもんやったんやけど、そうそうに降りてしもたんや(検索番号31~55)今の話やとね、推薦委員会に出す前に、もう、あんたの科目は無いんやから、講義計画たてられないというところや。だいたい、情報社会学部に変ったなんて、なんの関係もあらへんがな。その科目はもう、うちの学部には要りませんなんてことを(63~67)

※徳永推薦委員長と草薙副学長の会話から、被告井形の面会の真意が読める。 ↓

被告井形への尋問「原告に辞退しろの一点張りでは」に「一点張りではないです。それだと徳永推薦委員長にも行けませんので」(被告井形調書17頁)とこの部分を照合すると、尋問の発言は虚偽発言であることが明々白々となる。

学長と一緒に言うてんのはね、そらな、まず、受け取んのが、先やでと。当たり前やんかと。本人の希望があって、要件さえ満たしてりゃ受けとってな、審査委員会にかけんね、審査委員会であたかかれるのはあるかもしれんわな、まず1つね、審査委員会であつたとしてもな、ほな教授会がやっぱりあかんいうたらあかんわな、と。で、里上さんがいい例や、教授会がいけるいうたかて、ほら、過去に1回落とした例、理事会で落とした例あるで、3回も関所あんねんで、と。入り口で止めんのはいかんやろういうて、言うたんのよ。手続きは大事やからな。その、書類不備や、いわば、ただ(原告を)落とすよということですよ。学部から出てきえへんもんに対して、学部長には直接そういうぐらいのことは言うんだけれども、公の場では言えないわな、学長執行部としては((注)教授会決議の不可侵性のことか?)。なんで吉井のやつが出てこないんじやいうてそれはできないわな(133~161)

※被告井形の行為は“パワハラ”とみていることは、確実に不法性を保証している！ ↓

学部の教授会の連絡では、カリキュラム改革は教授会議題として挙げることになっているが、まだ挙がっていないということ、すなわち、経営学部カリキュラム委員会が下した“原告の科目は全て不要”はこのカテゴリーに該当するが連絡が回っていないということを草薙副学長が指摘している。

ということは、不正な行為を被告らは行っているということになる。

カリキュラム、うば、奪うという、ま一、裏技やわな。

そら、おかしい。カリキュラム改革しますなんて言うてへんやん。言うてへんでしょ出てへんでしょ、そんなもん。いやいや、出てへん、教授会議題では。でも、個人的に言うてるだけであって、蓋あけたら、実は来年別の人がもってましたいうたら、それはえらいことになるで。

パワハラで訴えるか、間違いなくパワハラでしょう（167～178）

※経営学部の専任教員の他大学への移動率の高さが他学部より際立っている背景を説明している。 ↓

それはドンドン抜けていくんですよ。変える前に抜けたほうが楽じゃん。

抜かれる人はそうやって皆抜けていったんですよ。

で、抜けれへん人はもう残らなしゃーない、ということは言うこと聞かなしゃーないというなるじゃん。大体みえてますが。

ま、一番、うーん、大学としては決してうれ嬉しくはないけれども、

外で訴えられんのもしゃーないちゃいますか、彼らにとっては自業自得でしょ。（196～208）

※経営学部二宮学部長（2012年度は特任教授）の他学部の評価がわかる。 ↓

つまり、経営学部執行部の評判がわかるということ（甲18、城メール参照）

それに近い、ま、大分状況が違うけど、もう一個もめた例は松本先生やな。

もめたちゅうのは二宮がおったからやけどね。猛烈に批判しよったんや。経営情報学部は何の問題も無しに推薦したんや。推薦委員会で二宮が猛反対したんや、特に必要とは思えん言いよったらしいで、二宮は大分喧嘩してたからな、当時、そら、そうですがな、二宮のやり方、誰が支持しますかいな、松本いうたら正義の人や、だから、あいつらと喧嘩したらそういう目にあうちゅうのがな。

ま、流石に1学部長の反対では、ま一、押し切れんかったんでしょ。（260～326）

※経営学部のNHK（二宮正司、樋口克次、北村實の頭文字）の悪評がわかる部分 ↓

北村實がカリキュラム委員かという質問は、被告井形、被告池島は、このNHKの体質を引き継ぐ後継者を意味している。「陳述書（1）5月から10月のカリキュラム委員会の動き」参照のこと。

で、それはでも、この授業なくすなんて決めてない時に、来年開講せえへんと言うたいうことでしょ。それは無茶苦茶な理屈です。辞めさせるためにそんな理屈を持ち出したということや。

ま、カリキュラム委員にあれ入っとんでしょ。北村氏が

ま、今さら、学部全、そのものがそうですな。

先生のをみてて、なおさら、みんなそう思ったと思うよ。先生の、ほんだけ正論で闘おうとしてもやな、つぶされた訳でしょ。勇気をもってやろうとしてもということ、もう止めとこ、だまっとこになりませ。そら、しゃない（338～356）

(5) 2012年10月19日 山田文明学長補佐の話し

学部教授会は特定のメンバー（被告井形、被告池島、北村實、二宮正司ら）の下で制御されていることが理解される場面で、原告の教授会での立ち位置、教授会の問題点、その背

景のもとで、被告池島カリキュラム委員長がカリキュラム委員会で不法な仕掛けをして、被告井形が“学部長権限”で教授会で議論させず、原告の特任申請を辞退させる動きをしていることがわかる。

◇ 山田文明学長補佐面会の経緯

10月19日、教授会での被告井形、被告池島の原告への対応が、カリキュラム委員会の逸脱した行為のもとで行われていること、あまりにも人為的なパワハラ行為であることから、特任任用規程にそった手続きがすすめられるか否かの相談をする。

※期限付教員は経営学部のみで20%を占める。執行部の意向を無視できない気の毒な存在と評価。 ↓

「この9月で2人の期限付きの人が終わっていきましかね、あの人たちなんて、ほんとにかわいそうですよ。その間ね、特に育てる努力をしたかとかね、うちで駄目なら次の職場についてね、それなりの努力をして、みんな、見つけてあげようとするのかも無い。何もしないでしょ。それでね、給料半分で仕事せというだけでね、そして、そういう立場だからモノ言えないです。可哀そうですね。絶対ダメですよ」(検索番号28～50)

※被告井形、被告池島は原告の特任人事をすすめない方向で動いていることを明言し、

カリキュラム委員会は本来の機能を逸脱する“採用可否”を実質的に行っていると非難している。 ↓

「(原告を) 必要ない意思で動いていますから。先生の科目をどうするかね、教授会で決めんとあかん訳ですよ。その人のもっている科目をなくすとか無くさんとかね、そんなものはカリキュラム委員会で決めることもできない。提案はできますよ、でも、決めるのは教授会でね、そこを決めていないのに、カリキュラム委員会がこう言ったとかね、学部としてはこうします、というのを理由にあげるのも良くないですよ。そこはね、問題だと思えます。これは明らかに。そんなこと、学部長、言う必要無いですわね」(65～79)

※被告井形、被告池島の執行部に“逆らわない”人ばかりと、経営学部の先々を心配する発言 ↓

「今日みてて思うわ、うちの経営学部大丈夫かなとそれはね、*** ばっかりの先生やという、それもあってね、ほんとに経営学部としての実態が薄れるとね、<略> 足引っ張られてしまう。経営学部はですね、これ考えていかなくちやならない深刻な問題を引き起こしてしまう」(103～111)

※“労使慣行の存在”を明らかにする“特任人事の基本的な考え方”を説明。 ↓

山田文明学長補佐は、山田達夫(1998～2001年)、徳永学長(2010年～現在に至る)の学長補佐を勤めており、“大阪経済大学の労使慣行については傾聴すべき発言”である。

「定年が70だったのを67にした。その時の処置としてですね、希望者には70までいてもらうようにしよう。但し、給与は半分になりますよという処置だったんですよ。でも、手続きはやはりそこで退職金も払うんですから、一旦打ち切って、再雇用という形に学校としてはなりますと。それはそれでいいと思います。ただ、趣旨としてはね、ご本人が希望されれば、これまで長い間役割貢献していただいたことからね、ちゃんとできる元気なお姿でいてもらえるなら、やってもらおうということだった訳ですよ。それをね、自分の好き嫌いでね、科目止めてですよ、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、卑怯千万ですよ」(126～128)

※被告井形、被告池島、前学部長の北村實、二宮正司の学部執行部を批判する言葉 ↓

現実には、学部執行部に提出した文書をもって原告に提言しにこられた非常勤講師がいる。

「そんなことするからね、うちの職員の人も含めてね、うちを退職したなかに、本当にいい学校で、いい勤め方をさせてもらったという人がどんだけいるのか。

逆にね、本当にもう、嫌な思いをして辞めていかれるようなことになってしまう方がね、少なくないんですよ。これ、うちのね、ものすごい問題点ですわ」(130～136)

※北村グループの経営学部体制の硬直化を心配する発言 ↓

2001年以降、2012年の12年間、北村實5年、二宮正司3年、被告井形3年と11年間続き、独裁化しているところに潜在的な問題があり、原告退職後は被告池島が北村体制を維持継続している。原告が理事長に学部長の有期性導入を提案した理由もここにあり、“企業は人なり”というように、学部長が採用人事に大きな力を持ち、原告がセクハラ相談(2009年6月)を受けたような採用人事がなされている、そこにこそ問題がある、と原告は主張している。

「彼はもう、10年20年かけて、そういう***をつくるために、本当に人事を握って一生懸命やってきましたからね。その執念たるや、よくあそこまでそんなことにこだわって無茶苦茶平気でするな一と思えますね。そりゃ、そりゃ一、ひどいもんですよ。今日だって、あの、本田先生の担当している科目でも、いや、担当 *** した担当しておられるよね。あれ、どういうことであんなことになったのか、あの審査のなかにも、北村さん、入っているでしょ。何故、管理会計のなかにも、自分が審査に入るのか。やっぱり、管理会計の地位に心配してんですよ。

自分に敵対する人間が入ってこないように。で、係わっていれば、自分も申請して入れたということで関係つけられるでしょ。あの人、そういうことを狙いますからね」(152～166)

※原告の特任人事について、教授会の議論をすること、その前に特任推薦委員会にあげるべきと発言 ↓

「学部長が科目がないからと少なくともカリキュラム委員会の段階で判断していいことじゃない、それは不当だとはっきり言える」。この判断をもとに山田学長補佐は11月16日教授会で質問している。

「教授会でキチッと議論をされずにね、先生が葬られるようなね、そんなことは絶対許してはいけなしね、

どうしても、嫌だというのは要るんなら要るで、教授会で議論したうえでね、そこで多数がどう判断するか、それはもう今の仕組み上、やむをえないですけどね、

そこでね、議論はさせんとね、そこへもかけずにね、科目なくしたから、やまないんだ。それはとんでもないですよ。科目をなくすということ自体、教授会で何も議論してないんですからね。

だから、あれもねえ、もうちょっとしっかりしてくれればいいんですけどね、

粛々淡々と。まして、降りてきて審査をする訳ですからね、教授会でももういっぺん。そこまでの手続きぐらい普通にやるのがね、個人的感情抜きにやっぱりすすめてくれないとね一。

それはやっぱり学部長にね、科目がないからと、それは少なくともカリキュラム委員会の段階で判断していいことじゃないと。

決定には何もならない。やるんなら教授会で決めることがないよね、そんなもの、ないから、止めるからというようなことを理由に手続きを止めるのはね、それは不当だと、それ、はっきり言えると思うんです」(174～189)

(6) 2012年11月16日 教授会(甲14): 被告井形、特任教員不受理を報告

被告井形は原告の特任を認めない理由として「書類の不備」を挙げるが、原告および山田文明学長補佐、池野重男准教授らが「書類の不備とは何か」その内容を聞くが全く答えず、特任推薦委員会に原告を申請しないと拒み続ける。被告池島は一言も発言せず。北村實は議論に入らないように執拗に妨害する。

※原告が「不受理」と報告する前に、教授会での議論が先だと被告井形学部長に申し出ている。 ↓

原告: 私に対して説明されている内容が非常に不適切な進め方でありました。<略>
被告井形: これは私と先生との協議で
原告: あなたとの協議とはいえ、この教授会で議論も何もせずに決めていくのが問題じゃないですか。

※北村實は、樋口カリキュラム委員長が原告の2部科目を不開講、担当者振替、2部担当外しを持ち出し(甲12、乙10)、原告が「不受理」とする説明を求めるのを妨害。 ↓

北村: あえておっしゃるんだったら、ちょっと私に発言させてください。<略>

※原告が情報の根拠を確かめ、それを共有して意思決定することを求めているが、被告井形は間違っていないの言葉で内容に触れようとせず、北村實は、被告井形との議論にならないように横槍をいれる。このパターンが以降ズーと続くことは、被告井形と被告池島の行為が“不法”である証拠となる。 ↓

原告: 一寸待ってくれよ。こういう情報というのはいろんな意味で意思決定する時に情報共有したうえでね、それで私が特任に相応しくないということであれば相応しくないということ認められたらいい訳だわ。だから、それについては何も文句を言おうとは思っていない訳。全然間違っただ情報で話を進めている訳ですよ。
被告井形: 先生、そんな話はもう終わってますよ。間違ってます。どこが違って、あの一、もういいです。
北村: 間違ってます。この情報は間違ってます。私と樋口氏に対する、--- が間違ってます。

※山田学長補佐が「不受理とは何か」と問い、被告井形は「学長の決定」としている。 ↓

これは前述の「(4) 2012年10月19日、草薙信照副学長の話し」で述べた徳永推薦委員長の真意とは異なることに注意。被告井形の独断ですすめていることに着目すべきである。

北村實は「それから繰り返して<略>、3月7日に」と別の方向に話題が行くように妨害している。

山田: その点では、もう一度説明してほしいのは、不受理とは何かということです。不受理となったというのは何処の決定なんですか。学長が不受理にしたと、その理由は何なんでしょう。
被告井形: 学長の決定でございます。私と吉井先生との間の協議が成立しなかったということ、つまり、特任教員として科目をもつていただくということに関しては、私は承諾しがたい、と。

北村： 来年度の再雇用の審査に係わる問題ですから山田さんの質問はよいとしても、ご本人がおられるところでやるべき問題ではないと思います。これが1つ。それから繰り返して申し上げますけれど、3月7日に私のほうからお断りしますというメールがあってそれに対する返信が

※原告が特任任用手続きを正しく踏んでくれと要望するが、北村實は「以上です」と議論を妨害。 ↓

原告： 手続きを正しく踏んでくれというのが僕の希望なんですよ。その結果として特任というのを認めないのは結構だということなんです。ここの内容がね、不適切な内容になっているからそこが問題だよということが私の主張なんです。あなた方投票で拒否すればいいじゃないですか。

北村： 今回はね、今回はね、おっしゃっているように不受理になりましたと、不受理の理由は書類がととのわなかったからですと、そういうことでしょ。

はい。以上です。結構です。教授会議題じゃありません。

※過去、特任教員の任用をすすめた渡辺大介元学部長（今回は特任申請を辞退）の質問は意味深長である。 ↓

経営学部が原告に適用する特任任用手続きは大学の特任任用規程と比較して変質させている事を批判して、その手順を明確にせよと要求している。その例は2者協議、カリキュラム委員会の承認といった部分である。これに対して、被告井形は「大学の特任任用規程」にそってしていると発言、被告井形は、規程を正しく理解する能力を有しているのか、疑われる答弁である。

渡辺： 特任というのは自動的な雇用延長というようなことで私たちは意識してたんですね。理事会が特任を希望している先生を拒否したとそれで、これは再雇用なんだという認識になりました。その再雇用に関してね、私はどういう規程があるのかというのをね、知らないんですね。経営学部ではどういう手順を踏んで学長が中心になった推薦委員会ですか、手順をあらためて示していただく、経営学部の手順がなんかよくわかりにくいというところもイメージとしてあるんですよ。

被告井形： はい。先生ご存知のとおりね、大学には教学内規程集というのがございます。

ここに特任教員の規程ということで第9項目で書いてあるんですね。これにそった形で、今回、吉井先生してないとお怒りですが、やらしていただいたんです。つもりだったんです。

※渡辺大介元学部長（今回は特任申請を辞退）は、被告井形がすすめる異質な特任任用規程のもとでは、特任申請者にも、ゼミ生にもリスクがあり、それを回避する必要性を投げかけている。

被告井形と被告池島の“不法”な意図があったことは、原告に2012年秋学期の演習Ⅰをもつ指示をしたことである。“特任任用”を前提にカリキュラム編成したように原告にみせかけた行為にこそ、被告井形と被告池島の陰謀があったことを示す証左である。 ↓

渡辺： 再雇用のことに関して定年を迎えた年に手続きをとるというのは、一寸私納得できないところがあるんですよ。少なくとも1年前までに再雇用が出来るか出来ないかという見通しがついておかないと再雇用を希望している人にとっては突然ダメだったということになれば問題ではないかなと思いますし、例えば、再雇用しないとなった場合にその先生が再雇用を前提にしてゼミを担当されている場合はどうなるのかという問題もありますのでね、少なくとも1年ぐらい前

には手続を完了しておくというような方法が必要ではないかなと私は思います。

- ※ 山田学長補佐の「書類の不備」とは何が不備かの質問には「教授会議題ではない」と被告井形も北村實も真摯に向き合わない。「特任教員採用の理由についてうんぬんでここで議論して皆さんに聞いてやる問題ではないと私は理解している訳です」被告井形のこの発言に原告の特任人事に向き合う被告井形の姿勢が集約されている。

山田： 不受理になった理由を皆さんに理解しておいていただければいいと思います。書類上の不備だから何か書類に不備があってというところなんだろうからと聞いてるんですけどね、それ、どうできあがらなかったのですか。できあがるということはどういう意味なんですか。その内容は何なんですか。だから、何ができあがらなかったのか、開かなかったのか。科目が不適合で

北村： 担当科目についての学部長が出す書類ができあがらなかったんだと言っているじゃないですか。学部長が判断して出してくれる書類ができあがらなかったということでしょう。やめようよ。教授会の議題が出てきてないんですよ。あなた黙ってなさいよ、あなた、外に出るべきですよ。自分のことについてこれが採用人事なんですよあなた、自分のことしか考えてないじゃないの

被告井形： 特任教員採用の理由についてうんぬんでここで議論して皆さんに聞いてやる問題ではないと私は理解している訳です。

山田： 特任教員にね申請するというのはうちの学校の手続にある訳ですからそれが、その所定の手続を経て教授会にもどってきますよね、そこで了解するかどうかで教授会で議論されるそれはわかるんですよ、その前に、学部で止まるというのが手続の進め方としてどうなるのか、

被告井形： これまで議論というのは、本来、教授会と議題課目でもないし取り上げられない（注）：教授会議題ではないから議論しないという意味）。

書類上の不備ってさっき言いましたよね。特任教員としてこの3年やっていただく計画書が認めがたいということが不備ですよ。

不備っていうのは何も字が間違ったとか数字が間違った意味じゃないんですね。

山田： いや、なくっても疑問が出、意見が出れば、それは議論したらいい訳で、それは、僕は単純なことを聞いているんです。書類上の不備ってどういう不備があったのか、と

<原告の主張>

被告井形は「書類の不備」とは何か、その内容については一言も説明しない。

被告池島カリキュラム委員長も一言も発言しない。

北村實は最後まで焦点をはぐらかす事に集中している。

この学部教授会の様子から、「特任教員のですね、経営学部につきましては不受理という結果に終わりました。」という結論が正しい手続きで行われたということを担保することにはならないと原告は主張する。すなわち、そこには被告らの不法行為があると主張する。

(7) 2012年1月18日 教授会： 原告担当科目について被告池島カリキュラム委員長に質問

- ① 何故、個人では不可能な1部科目の2部重複開講を原告がしているのかという質問
- ② 何故、原告の担当科目は不要、不開講、したがって、原告の特任は認めないとした

カリキュラム委員会が、来年度の講義科目に情報バリューエンジニアリング以外をリストアップしているのか、それは論理的におかしいという質問

※①について確認する。原告が勝手に1部科目を2部重複開講ができるはずがない、そこには何か原因があるはずと確認すると、被告井形は2部で教えられる、教務課のミスではない、正規だという。この不思議な答弁に納得がいかなかったが、1ヶ月後の教務職員のメールで初めて理解できた。それは、被告池島の同意のもと、被告井形がカリキュラム制度を逸脱する行為を自ら仕掛けて、それを原告の特任拒否理由の第1にしているという事実である！

原告： カリキュラム委員長に質問なんだけれども、今年の科目で私二部教えているんだけど二部に私の教えている科目がないのは何故ないんですか、二部で経営情報論とか情報ネットワーク論 I、II、それから、情報バリューエンジニアリングを昨日夜、21時10分まで教えていたんだけど、それがこの学則のところには、二部のところにはないんですね。何故ないのかな

被告池島： なんかの関係で一部の科目を二部で開くというかたちで了承されているからだと思います。・・・しなさいとは僕は強制した覚えは全くありませんので

原告： それは私の意思でね、私の意思でもって大学のシステムのなかで一部の科目を二部の科目にできると思いますか？ そういうことはあなた方がやっていることでしょ。私が今二部で教えているのはあなたがたが、二部で担当しなさいということで私は二部で教えているわけだわ。それを今あなたの説明だと

被告井形： 一寸、私が代わりに、吉井先生、以前から二部は持たれないということで、実はそれは一部の科目ということ、いや、無断というか、私はそれ、認めてましたよ。先生、二部で教えられる、教務課のミスはないですよ。いえいえ、違います。先生正規で教えておられている訳です

※②について確認する。被告池島は尋問で「経営情報論と同じように、やはり不要、若しくは必要度が低いという意見で一致いたしました」（被告池島調書16頁）と述べているが、2013年度学則に経営情報論、情報ネットワーク論 I、II を載せ、情報バリューエンジニアリングは削除している。学則にリストアップしても不開講はあるが、その論点ではない、被告らは情報の科目は必要としている証左である。このことは、被告池島カリキュラム委員長が恣意的に原告の担当科目を不法に取り扱ったという証拠であると、原告は主張する。

原告： 今教えている情報バリューエンジニアリングという科目はなくなっている。それはわかるんだよ。私が要らないんだからなくなっている。

でも、情報ネットワーク論 I、II とね、経営情報論、あなた方は僕の担当科目は不要である。その論理からみたならば、何故経営情報論、情報ネットワーク論 I、II という科目は2013年度載せているの、それはおかしいんじゃないの、それで私の特任教授を認めなかったんでしょ。

情報バリューエンジニアリングをなくしたのはあなた方の主張でわかっているんだわ。同じように経営情報論と情報ネットワーク論 I、II も不要科目になったんだから不開講にするというふうにおっしゃっているんだからね、その科目がリストアップされていること自体がおかしいんじゃない

ないの？

情報バリューエンジニアリングはどうして通常科目であっても削除しているの、その質問を教えてください。

だから、おかしい、変質した考え方と言っているんだよ。じゃ、質問だけれども、受講生は何人ぐらい受けていると思っているの、130名か140名ぐらい受講しているんだよ。

じゃ、一番最後にしましょう。ちょっと待ってえな、あなたはだからおかしいんだよ。

本当にこの経営学部は非常におかしいんだよ。本当に

被告池島：　そこまで今後はいらぬという話です。バリューエンジニアリングは要らない。

受講生の問題だけじゃない。受講生がいたら何でもかんでも設けるという訳じゃなくて、我々はこの方針で今後いきますというなかで、

今、こういう議論は、これから始まるころでして、先生の話はちょっとあと後にしてもらえませんか。ま、必要があるかどうかは別ですけども、はい

(8) 2014年8月8日 尋問による被告池島本人調書

原告が確認する限り、誠実に回答しているとは信じ難い発言が目立つ。

ここではその辺りをリストアップし、簡単に原告の理解する範囲で述べる。

被告側は原告のミスがあれば、指摘いただきたい。

- ① カリキュラム委員会規程は他学部、人間科学部の規程を参考にしている（2～3頁）
→ 被告池島は2010年7月16日制定（乙32）の人間科学部の規程以前に、甲16にあるように2010年8月5日現在カリキュラム委員に池島真策とあることから既にカリキュラム委員をしているはずである。
- ② カリキュラム委員8名は偏りのないようにそれぞれの分野から選出されています（3頁）
→ これは矛盾である。原告の担当科目の有用性にカリキュラム委員会は何も答えていない。
- ③ カリキュラム編成上の基本姿勢、2011年度より環境、倫理など4つの科目を増やしていくとされているが、従前はどんなものだったんですか（6頁）
→ この答え「ビジネス社会の情勢とか <略> に方針が変わったと思います」は虚偽、1997年経営学部が独立学部となった時のカリキュラム改革、それが直近の組織をあげての改革である。それを認識していないのは問題。
- ④ 改正になった特任教員任用規程の2条では「特に」があるが旧規程ではないのですが、何か意味があるんでしょうか（7～8頁）
→ 「特段ないと思います。」「変わってないと思います」 この答えは虚偽
これを理解していないから、井阪理事長、重森学長が改正された意図を汲んだ特任人事をしていない。それが、2010年10月22日の二宮特任人事で、被告池島はカリキュラム委員、被告井形はカリキュラム委員長、北村實が学部長である。任用基準「④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと

認められること」を指している言葉である。

- ⑤ 9月28日教授会で、被告井形が特任教員採用でカリキュラム委員会の意見を聞くという説明に構成メンバーの教授連からご質問は何かありましたか（12～13頁）

→ 「いえありませんでした」、この答えは虚偽。

原告が二宮特任任用と同じ手続きかの確認をしている。

- ⑥ 2012年11月16日教授会で被告井形が原告の特任不受理を報告した時の応答それに対して教授の方から何か意見とか出ましたか（14頁）

→ 出てません

提出できないことになったかの説明を被告井形はどういうふうに言っていたのか

→ ちょっと記憶はありません

注：この答弁は被告池島が当事者であり、「記憶はありません」はないでしょ。

被告池島カリキュラム委員長が仕掛けた「原告の全科目が不要、若しくは必要度が低いとして、原告の科目も原告も不必要、それがカリキュラム委員会の総意」で“原告の特任不受理”とした。「(6) 2012年11月16日、教授会(甲14)」参照

- ⑦ 1部科目の2部重複開講について、国内留学帰り、2012年度、2013年度再雇用に分けて確認している（17～19頁）

→ 国内留学はコマ不足するから認めた この答えは虚偽。

1部科目でコマ数を満たすから、これに加えてさらに2部開講する必要はない。

原告が被告井形の指示でしたものである。

翌2012年は不足してないのに2部でやった、そののところはどうですか

→ 直接的には私は調整してないので、カリキュラム委員長としては、基本的には直接、個々の先生たちとは調整に入りませんので この答えは虚偽。

教授会のカリキュラム検討の司会者は被告池島である。担当者別に曜日別、大学

(1部、2部)、大学院と区分して配布・確認しているではないか

- ⑧ カリキュラム検討委員会において原告の特任教員の任用に関する話をしたのは1回だけなんですね。（21頁）

→ はい、そうです。 この答えは虚偽。

「陳述書(1) 5月から10月のカリキュラム委員会の動き」を参照、5月以降、複数回行い、5月11日には、北村カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしている。

- ⑨ 10月12日のカリキュラム委員会で原告の科目を全て不要、必要度が低いと全員の総意で決めた内容に関する被告池島カリキュラム委員長への尋問（22～23頁）

Q. 先生は、原告が担当していた情報バリューエンジニアリングという科目はどういう科目か説明できますか。

Ans. いいえ、分野が違いますので、できません。

Q. 情報ネットワーク論ってどんな科目ですか。

Ans. 分野が違いますので、分かりません。

Q. 先生以外の7名中、どなたが情報バリューエンジニアリングのことを理解してそうでしたか、何人ぐらいそういう人はいましたか。

Ans. それは分かりません。

Q. でも、皆さんの意見を聞いて、ああ、そうだと思うって賛成したとおっしゃるんですか。

Ans. カリキュラム委員長ですから皆さんの意見を聞いて。

Q. 知った上で判断するんでしょう。知らないけど、はい、と返事したんですか。

Ans. はい、皆さんの意見を集約する意味で。

Q. 先生の意見はなかったんですか。

Ans. 私は別に皆さんの意見を尊重してます。

<原告の意見>

被告池島はカリキュラム委員長の責任を果たしていないこの答弁は自分に責任が及ばないように、とりまとめただけと答弁している。実際に行ったことに責任をもつ発言をすべきである。誰がこの答弁を誠実とみなすか、責任回避の答弁である。陳述書(1)に記載の5月11日、「北村カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしている」。被告池島副学部長兼カリキュラム委員長、被告井形学部長は執行部その人である。

⑩ 二宮特任人事に関する質問

Q. 二宮教授の担当科目、担当計画について検討されたんですね。(28頁)

Ans. 二宮先生の中には、私はカリキュラム委員会のメンバーじゃなかったと思います。この答えは虚偽。被告池島はカリキュラム委員

(11) 特任推薦委員会に関する質問

Q. 特任教員の任用申請があったら推薦委員会は必ず組織されて何らかの対応をするものが大前提になっているんじゃないんですか。(29頁)

Ans. そうとは限らないと思います。

Q. そういう理解ですか。

Ans. はい

<原告の意見>

特任推薦委員会、特任任用規程を正しく理解していない発言、これで、二宮特任人事を行い、原告の特任人事を進めている。それが不法行為を生んでいると原告は主張する。

(9) 2014年8月8日 尋問による被告井形本人調書

原告が確認する限り、誠実に回答しているとは信じ難い発言が目立つ。ここではその辺りをリストアップし、簡単に原告の理解する範囲で述べる。原告のミスがあれば、指摘いただきたい。

① 9月28日教授会で、被告井形が特任任用規程を説明したことに關する尋問

Q. カリキュラム検討委員会で検討するというのはちょっとおかしいんじゃないかという
ような異議が出ましたか、出てませんか。(4～5頁)

Ans. 出てございません。

<原告の意見> この答えは虚偽。この陳述書1～3頁参照。

② 10月15日の被告井形と原告との2者協議に關する尋問

Q. 推薦委員会に出せないとあなたがおっしゃったわけでしょう。それに対して、吉井
先生の反応というか、(6頁)

Ans. とにかく出せや、出したらできるんや。特任教員になれるんや。

Q. 出したらになれるんやと、こういうふうに言われたということですか。それで、あな
たのほうが出せないと、言葉悪いけど、押し問答みたいになったんですか。(6頁)

Ans. はい、かなりの時間になりました。

Q. 授業計画を原告に修正したらどうですかと話したことはありますか。(10～11頁)

Ans. いえ、その場の雰囲気がとても言えるような雰囲気ではないです。推薦委
員会開いて出せと。推薦委員会をそんなこと言うと、おまえから学長に開か
して出せと、おまえが持っていけというふうに。もう、全然聞いていただけ
なかったです。

Q. 御検討いただけませんかという話はしましたか。しようと思わなかったですか。(16頁)

Ans. してません。思わなかったです。

Q. なぜですか。

Ans. その日は徳永委員長のところへ事前協議するというところで結論が出てますんで。

Q. 辞退してくださいって話を最終的には貫き通したんですよね。(17頁)

Ans. 貫き通してません。それだと、徳永推薦委員長にも行けませんので。

Q. 無事にその手続が進められるように計らいをしたということはないんですね。(18頁)

Ans. ですから、徳永学長に相談したというのが配慮になりますか。

<原告の意見> この答えは虚偽。この陳述書3～5頁参照。

Q. 最終的にどないなったんですか(6頁)

Ans. 徳永学長のところへ、これは特任教員推薦委員長ですが、相談というか、
話に伺うという形で、相談に伺うので、とにかくそれで待っていただきた
い的なことを申しました。

<原告の意見> この答えは虚偽。この陳述書7～9頁参照。

Q. 「学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出
する。」協議をしると書いてるわけでしょう。(19頁)

Ans. はい。

Q. 先生は協議をしたんですか(19頁)

Ans. はい、対象者とは協議しました。

Q. ただ、辞退しろとしか言っていないのは、これ、協議と言えるんですか。(19頁)

Ans. その前の9月28日の教授会で出された提出書類を中心に、カリキュラム検討委員会で検討審議していただきたいということを教授会メンバー全員の前で申しました。ですから、そのカリキュラム検討委員会のメンバーの判断も、ここでは協議に入っていると理解しています。

Q. 申請できるようにしようと、専任推薦委員会開けるようにしようという努力は何かなさいましたか。(20頁)

Ans. はい。ですから、先ほど申しましたように、学長に事前に協議行ったというのがその一つの方法です。

<原告の意見> この答えは虚偽。この陳述書3～5頁参照。

Q. (裁判官) 対象者と協議の上とあるんですけども、教務委員長とも協議すると書いてるんですけども、これ、教務委員長とは協議はしたんですか。(24頁)

Ans. 正確に言うと、教務委員長が所轄してる教務部というところから資料を頂かなきゃいけないんです。そのとき、教務委員長から、まず、それをお願いして出していただくということで、実質的には教務委員長が各学部の学部長と相談して、各学部の特任教員の候補者について、審議するということが自体はないんです。

<原告の意見> これは、裁判官は3者協議にもかかわらず教務委員長を入れていないことに疑問をもった質問で、被告井形は教務委員長が提出する教務課作成の過去5年間の授業実績状況を説明、以下次の3つの質問に対する答えは答弁にならない。

Q. (裁判官) そうすると、協議したか、してないかと問かれると、答えはどっちになるんですか。(25頁)

Ans. 書類を出していただいた以上は、一応、協議したという捉え方で結構でございます。

Q. (裁判官) その書類はいつ出してもらったんですか。どの書類のことを言ってるんですか。(25頁)

Ans. 9月28日以前だと記憶しています。

Q. (裁判官) 甲5(特任教員任用資料)ないし甲7(3ヵ年講義計画)を間接的に受け取ったと言われてる、この書類のことを言われてる。(25頁)

Ans. はい、さようでございます。

③ 学長(特任推薦委員長)へのお伺い

Q. 学長は、あなたは相談した結果、どんな話だったんですか。(8頁)

Ans. 吉井先生の主張については学長に伝えたんですが、学長は受け付けられませんでした。

<原告の意見> この答えは虚偽。この陳述書7～9頁参照。

④ 2012年11月16日教授会で、原告の不受理を報告したことに係る尋問

Q. それはおかしいじゃないかとか意見が出なかったですか。(11頁)

Ans. 出てません。

Q. それはおかしいとか言われたんと違うんですか。

Ans. そういうことについては言われてません。

Q. 結局、教授会は、そういう特段の意見出ないで終わったわけですね。 Ans. はい。

<原告の意見> この答えは虚偽。 この陳述書11～13頁参照。

<原告の主張>

被告井形と被告池島の尋問を原告が確認したところ、前述したように、誠実さに疑問を感じる。被告井形はCSR（企業の社会的責任）の教授、被告池島はビジネス法の教授である。専門の見識をもちながら、被告井形は学部長・理事、被告池島は副学部長兼カリキュラム委員長という職位を利用して不法な行為をしている。

被告池島がカリキュラム委員長を務める2012年5月11日の北村カリキュラム委員の発言「特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能」の打合せを着実に遂行したことが前述の音声データとその反訳書から明らかである。

- ①カリキュラム委員会の基本機能を無視し、原告の担当科目を全て排除、不開講とし、特任人事の採用まで決めるということを行ったこと
- ②その以前から原告の特任を退けるために「1部科目の2部重複開講」といったカリキュラム制度を逸脱する行為を教務課に強いたこと
- ③事実に反する6つの特任拒否理由を捏造して原告の「3ヵ年の講義計画」不成立を偽装したこと
- ④特任任用規程の隙間を狙い、3者協議を被告井形と原告の2者協議とし、そこに規程にはないカリキュラム委員会の承認を介在させ、適切な運用をしなかったこと
- ⑤原告と被告井形の2者協議は、「協議」とは言い難い、自主的に特任申請を辞退する勧告であったこと
- ⑥特任任用の組織は唯一特任推薦委員会であるが、推薦委員会に原告の「3ヵ年の講義計画」不成立を偽装して、故意にあげなかったこと
- ⑦原告の特任人事を拒む理由は、変質した学部執行部体制の維持にあり、学部外の介入を退けるためと思われる。

以上から、原告は被告井形、被告池島の不法行為の責任を強く求める。

また、平成2年度から平成25年度の特任申請者43名中、唯一原告のみ（2%）特任任用規程のもとで特任申請の手続を進められていない事実、過去3名の特任不採用者は学長選挙が大きな要因（2005年7月1日合同教授会での井阪理事長と重森学長の発言、重森特任推薦委員長が瀬岡教授に反対票を投じたことを直接話され了解を求められたこと、公的立場にある里上教授と森田教授は学長2人を押す選挙参謀）とみられること、この3名を除外すると、40名中、原告1名のみが特任不採用（2.5%）となる。

この事実から労使慣行は充分にあったと原告は主張する。